

その他一時金など

旧優生保護法一時金受付・相談窓口

旧優生保護法の下で優生手術等を受けた方に対する一時金の支給等に関し、相談や請求書を受け付ける。

対象 以下の①又は②に該当する方で、現在、生存されている方

①昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除く。） ②①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術など

を受けた方を除く。）

請求 請求書や添付書類（診断書・領収書等）の必要書類を、担当課へ提出する。

根拠法令等 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律

窓口時間 平日9時～17時

ホームページアドレス

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shisaku/kyuuyuuseihogohou/uketuke.html>

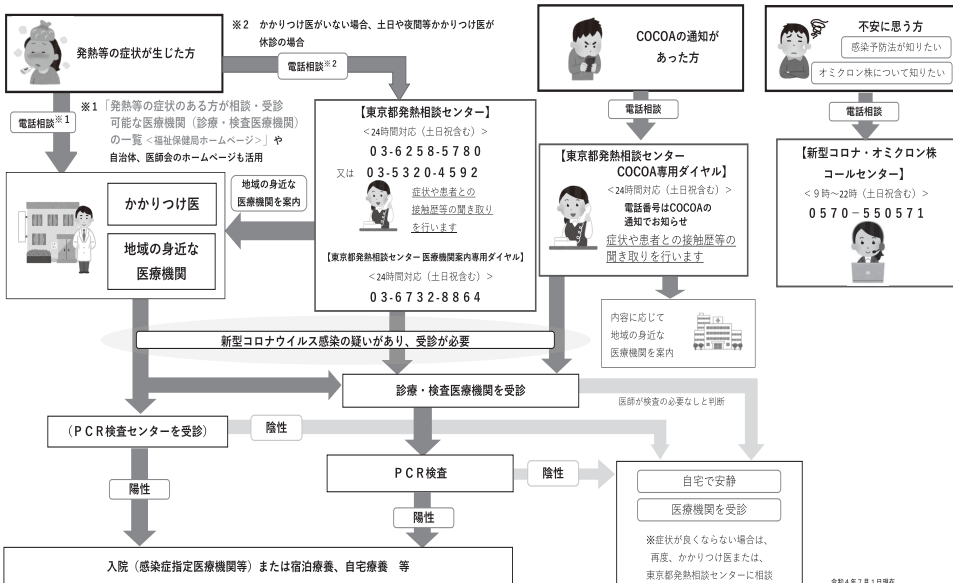
担当課 福祉保健局企画部企画政策課 旧優生保護法一時金受付・相談窓口

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎27階中央 ☎5320-4206(直通)

32-207(内線) FAX 5388-1401

新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口

都民の皆さまへ ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～



令和4年7月1日現在